

# ~江東区中小企業融資~ 事業承継支援資金

## 新設

事業承継を予定している又は、事業承継を行った区内中小企業 者向けに、事業承継に必要な経営資金について融資を斡旋します。



## 融資条件

融資金額	資金使途	貸付利率	本人負担	返済期間	信用保証料
2,000万円以内	運転資金	2.1%	1年目 <b>0</b> %	<b>9</b> <sub>年以内</sub>	全額補助
	設備資金		2年目以降 <b>0.3</b> %	(据置12か月含む)	

## 資金使途※・利用条件等の詳細は裏面を確認ください。

※M&A 資金にはご利用できません。



## 事業承継支援資金活用事例

#### 【事例① 親族間承継】

製造業を営む A 会社の社長と後継者 の長男は、4年後の経営者交代に向け て事業承継の計画を策定。

事業承継の計画において、新たな最 新設備を導入し、既存のノウハウを承 継しつつ生産性向上を予定。









(社長と息子で相談し最新設備を導入)

●融資申込 新設備の購入費(設備)

#### 【事例② 従業員承継】

建設業を営む B 会社の社長は、親族 に後継者がおらず、3 年前に従業員が 代表取締役に就任。経営経験が浅い新 代表は、資金繰りに不安を感じ、区経営 相談で事業(承継)計画書を作成。

計画に基づき、融資申込を行い安定 した経営資金を調達。







(新代表が承継後の資金調達に活用)

●融資申込 原材料費、人件費(運転)

#### 【事例③ 親族間承継】

個人事業で人気の和食屋を営む C 店 主は、事業承継を 2 年後に予定。承継 予定の長女は、近隣に洋食屋の新たな 出店を希望。

C 店主の経験を活かして承継前に低 利の新店舗開設資金を調達。





(C店主と長女が相談し新店舗開設)

●融資申込 店舗改装費(設備)

## 江東区経営相談

融資申込に際して、江東区経営相談員 による事業計画書(江東区指定様式) の審査が完了している必要があります。

経営相談は区ホームページよりご予約 をお願いします。



詳細はこちら↑ (区HP)

## お問い合わせ先

地域振興部経済課融資相談係 (江東区役所4階28番窓口) 〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28 TEL. (03) 3647-2331(直通



## 江東区の事業承継支援

江東区では事業承継支援資金以外にも様々な事業承継を 推進する取り組み※を行っています。

詳細は、江東区ホームページにてご確認ください。

- 事業承継に関するセミナー
- 事業承継補助金
- 事業承継に関する専門家派遣
- 江東区経営相談員よる経営相談

※上記の事業承継を推進する取り組みは令和6年4月現在準備中の取り組 みがございます。最新情報は、区ホームページでご確認ください。

## 事業承継支援資金の3つポイント!

1 利子と保証料を補助!

1年目の利子自己負担率 0% 2年目以降は 0.3% 信用保証料は全額補助! <mark>2</mark> 金融機関による支援!

事業承継計画書について、<u>金融</u>機関の支援を受けて作成が必要です。区経営相談時には金融機関の担当者も出席可能です!

3 融資前の事前相談!

融資申込前に**区経営相談員と事** 前相談が必要です。事前相談の 際に今後の必要書類等をご案内 します!

## ① ご利用できる方

5年以内に事業承継を予定又は、事業承継後5年を経過していない中小企業者であり、以下の条件を全て満たす方

- (1) 区内に住所又は主たる事業所があること(個人:住所又は主たる事業所があること 法人:本店所在地があること)
- (2) 所得税(法人税)の申告をし、完納していること
- (3) 申込日時点で納期の到来している特別区民税・都民税(法人都民税)を完納していること
- (4) 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- (5) 許認可の必要な業種を営んでいる方については、その許認可を原則受けていること
- (6) 事業(承継)計画書を作成し金融機関の支援及び江東区経営相談員の審査・確認を完了していること
- (7) 事業承継後も江東区内に事業所等が存在し、引き続き江東区内で事業実施を予定していること
- (8) 親族内承継、従業員承継による事業承継であること。M&A 資金(第三者承継)は原則対象外

## 2 資金使途

融資の資金使途は、事業承継前後に発生する資金需要に幅広くご利用いただけます。 なお、<u>運転資金・設備資金は、今後1年以内</u> の計画利用を目安とします。

ただし、<u>ご利用できない資金使途の例にあ</u> <u>げる資金については、融資申込の対象外</u>とい たします。 × ご利用できない資金使途の例

株式取得費、専門家活用費、土地購入費 借換資金、代金支払い済みの資金等

法人

個人

### ③ 融資申込の流れ

#### 事前相談

- 経営相談(事業承継に関する相談)を江東区HPから予約ください。
- 事前相談必要書類を持参し、予約日時にご来庁ください。

#### ② 金融機関への相談

- 事業(承継)計画書を作成し、借入希望金融機関と相談してください。
- ③ 事業承継計画書策定相談・審査※複数回の相談が必要となる場合もあります。
- 経営相談(事業承継に関する相談)を江東区HPから予約ください。
- 経営相談員の指導・助言に基づき事業(承継)計画書を完成させます。
- 経営相談の際には、金融機関同席者の同席も可能です。

経営相談員の審査完了後、融資申込書類を添えて、事業承継支援資金の申込を行います。

## ④ 申請方法及び必要書類

融資斡旋をご希望の方は、必要書類を揃えたうえで、<u>経営相談のご予約</u>をお願いいたします。 なお、必要書類、その他注意事項等については区のホームページご確認ください。



【申請・問合せ先】 〒135-8383 江東区東陽4-11-28

江東区 地域振興部経済課 融資相談係

江東区 TEL. 03-3647-2331(直通) FAX. 03-3647-8442

(履歴事項全部証明書) 開・廃業届出書 確定申告書及び決算書

【事前相談必要書類】

共通 「直近3期分) 承継予定者の資料 (給与明細、住民票等)

登記簿謄本

